一三	三、六四七、八五八トン	
一四	九四八、四二八トン	
一四の二	三七〇、三一八トン	
一五	一、三二八トン	
一六	一〇、六七四トン	
一七	六三、五二二トン	
一八	一一、六一八トン	
一九	六四四トン	
二〇	二四二トン	
二一	一八、八九六トン	
二二	四二九トン	
二三	二、九二九トン	
二四	一四トン	
二五	〇トン	
二六	二、九一一トン	
二七	六、一九八トン	
二八	六トン	
二九	四八一トン	

○財務省告示第四百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万六千六百二十四トン

二　冷凍牛肉　十九万八千八百二十一トン

○財務省告示第四百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十八万四千三百四十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十八万四千三百六十トン

○財務省告示第四百十七号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第二号）は、同日から廃止する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨八九円

二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一三八円

三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二〇円

四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八一円

五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八六円

六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六四円

七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨八五円

八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一二円

九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二七五円

十　大韓民国通貨　一〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七七円

十一　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一三円

十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一一円

十三　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一六円

十四　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円

十五　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨五〇円

十六　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨二七円

十七　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二九五円

十八　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二四円

十九　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四七〇円

二十　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨六四円

二十一　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一九三円

二十二　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨二四円

○財務省告示第四百十八号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第三号）は、同日から廃止する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨八九円

二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二〇円

三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一二円

四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨五〇円

五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨四四三円

六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一九三円

七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一〇五円

八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二七五円

九　ミャンマー通貨　一チャットにつき本邦通貨一四円

十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八六円

十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨六九円

十二　ペルー通貨　一ヌエボ・ソルにつき本邦通貨三一円

十三　インドネシア通貨　一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九七円

十四　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一三八円

十五　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一三円

十六　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨八五円

十七　スリランカ通貨　一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨七八円

十八　アルゼンチン通貨　一ペソにつき本邦通貨二三円

十九　大韓民国通貨　一、〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七七円

二十　フィリピン通貨　一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨一九五円

二十一　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八一円

二十二　トルコ通貨　一トルコ・リラにつき本邦通貨五九円

二十三　ドミニカ共和国通貨　一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二四三円

二十四　チリ通貨　一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一七円

二十五　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨六四円

二十六　ラオス通貨　一、〇〇〇キップにつき本邦通貨一一円

二十七　エジプト通貨　一エジプト・ポンドにつき本邦通貨一六円

二十八　セルビア通貨　一〇〇セルビア・ノヴィ・ディナールにつき本邦通貨一一九円

二十九　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円

三十　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一六円